

# 参 考



# 第1 岐阜県水防協議会条例



# 岐 阜 県 水 防 協 議 会 条 例

昭和二十四年九月三十日  
条例第四十三号

改正 昭和二九年 三月三一日条例第五号 昭和三四年 三月二〇日条例第九号  
昭和三五年 八月 五日条例第二七号 平成一二年 三月二四日条例第二号

## (設置)

**第一条** 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、岐阜県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

**第二条** 協議会は、知事の諮問に応じ、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するとともに、水防に関し必要と認める事項を関係機関に対して建議する。

## (組織)

**第三条** 協議会は、会長一人、及び委員十五人で組織する。

- 2 会長は協議会を代表し及び会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

## (委員の代理)

**第四条** 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

## (招集)

**第五条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

## (議事)

**第六条** 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (協議会の秩序保持等)

**第七条** 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は議長が行う。

## (任期)

**第八条** 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職務にある期間とし、その他の委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることがある。
- 3 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

## (参考人)

**第九条** 協議会は、必要ある場合においては、参考人の意見を聴かなければならない。

## (雑則)

**第十条** この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、水防法施行の日（昭和二十四年八月三日）から適用する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日条例第五号抄）

1 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十四年三月二十日条例第九号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和三十五年八月五日条例第二十七号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 第2 非常通話



## 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかわかるようにしておく。



第3 警報・注意報発表基準一覧表

岐阜県における気象情報及び

大雨、洪水注意報、警報の

発表基準等



## 警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内)

		岐阜地方気象台				令和7年5月29日現在	
発表官署		岐阜県					
府県予報区		美濃地方					
一次細分区域		岐阜・西濃	東濃	中濃		飛騨北部	飛騨南部
市町村等をまとめた地域				区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
大雨				区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
洪水							
暴風(平均風速)				17m/s			
暴風雪(平均風速)				17m/s 雪を伴う			
大雪		平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	12時間降雪の深さ30cm
報							
波浪(有義波高)							
高潮							
大雨				区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
洪水				区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
強風(平均風速)				12m/s			
風雪(平均風速)				12m/s 雪を伴う			
大雪		平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ20cm
注							
高潮							
雷							
融雪							
濃霧(視程)							
乾燥							
なだれ							
低温		平野部 冬期:最低気温-5°C以下 平野部以外 冬期:最低気温-9°C以下	冬期:最低気温-9°C以下	冬期:最低気温-5°C以下	冬期:最低気温-9°C以下	冬期:最低気温-3°C以下	冬期:最低気温-12°C以下
霜							
着水・着雪							
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)							
					100mm		

\* 1 大厩、宮之前は除く

## 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(別表1)大雨警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
岐阜・西濃	岐阜市	27	145
	大垣市	35	161
	羽島市	27	—
	各務原市	22	149
	山県市	32	154
	瑞穂市	29	—
	本巣市	27	151
	海津市	35	154
	岐南町	35	—
	笠松町	35	—
	養老町	35	176
	垂井町	26	181
	関ヶ原町	29	158
	神戸町	35	—
	輪之内町	35	—
	安八町	35	—
	揖斐川町	31	142
	大野町	32	164
	池田町	25	176
	北方町	35	—
東濃	多治見市	21	134
	中津川市	15	130
	瑞浪市	21	134
	恵那市	13	124
	土岐市	21	137
中濃	関市	25	148
	美濃市	23	163
	美濃加茂市	25	135
	可児市	22	151
	郡上市	21	149
	坂祝町	23	178
	富加町	23	149
	川辺町	23	132
	七宗町	15	146
	八百津町	21	135
	白川町	15	133
	東白川村	10	137
	御嵩町	24	145
飛騨北部	高山市	19	124
	飛騨市	16	111
	白川村	16	125
飛騨南部	下呂市	17	148

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
岐阜・西濃	岐阜市	境川流域=12.8, 荒田川流域=7.5, 伊自良川流域=27.9, 板屋川流域=12.1, 鳥羽川流域=19.3, 山田川流域=7.5, 武儀川流域=29.7, 大江川流域=2.6	境川流域=(9, 11.5), 長良川流域=(9, 72.7)	木曾川中流[犬山・笠松], 揖斐川中流[岡島・山口], 長良川中流[忠節・墨俣], 木曾川水系長良川上流[芥見]
	大垣市	牧田川流域=34.7, 藤古川流域=14.6, 水門川流域=7, 杭瀬川流域=30, 相川流域=23.1, 大谷川流域=11.8, 泥川流域=9.4, 犀川流域=8.3	水門川流域=(10, 6), 杭瀬川流域=(12, 27), 大谷川流域=(10, 11.6)	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
	羽島市	桑原川流域=10.8, 境川流域=14.7	—	木曾川中流[犬山・笠松], 揖斐川中流[岡島・万石], 長良川中流[忠節・墨俣], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸]
	各務原市	新境川流域=16.5, 境川流域=8.1	—	木曾川中流[犬山・笠松], 長良川中流[忠節・墨俣]
	山県市	伊自良川流域=12.2, 鳥羽川流域=16.8, 武儀川流域=28.8, 神崎川流域=20.9	—	—
	瑞穂市	天王川流域=2.4, 犀川流域=7.5, 五六川流域=6.2, 糸貫川流域=10	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
	本巣市	根尾東谷川流域=24.1, 犀川流域=6.2, 糸貫川流域=9	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
	海津市	山除川流域=9.1, 津屋川流域=14	—	揖斐川中流[岡島・万石], 長良川中流[忠節・墨俣], 木曾川下流[木曾成戸], 揖斐川下流[今尾], 長良川下流[長良成戸]
	岐南町	境川流域=13.6	—	木曾川中流[犬山・笠松], 長良川中流[忠節・墨俣]
	笠松町	境川流域=14.1	—	木曾川中流[犬山・笠松], 長良川中流[忠節・墨俣]
	養老町	津屋川流域=13.7, 牧田川流域=37, 五三川流域=8.2, 金草川流域=9.2, 杭瀬川流域=32.2, 相川流域=27, 色目川流域=4.4, 泥川流域=9.4	—	揖斐川中流[岡島・万石], 長良川中流[忠節・墨俣], 揖斐川下流[今尾]
	垂井町	相川流域=22.5, 泥川流域=8.6	泥川流域=(8, 7.7)	—
	関ヶ原町	藤古川流域=12, 今須川流域=9, 相川流域=11.2	—	—
	神戸町	平野井川流域=7.3	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口]
	輪之内町	牧田川流域=37, 水門川流域=14.1	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣], 揖斐川下流[今尾], 長良川下流[長良成戸]
	安八町	犀川流域=11.9	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
	揖斐川町	根尾川流域=47.9, 桂川流域=10.3, 粕川流域=30.1, 管瀬川流域=12.6, 坂内川流域=21.8, 大谷川流域=10.2	—	揖斐川中流[岡島]
	大野町	三水川流域=11.6	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口]
	池田町	杭瀬川流域=14	—	揖斐川中流[岡島]
	北方町	糸貫川流域=9.8	—	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
東濃	多治見市	市之倉川流域=6.7, 笠原川流域=11.4, 大原川流域=11.3	—	庄内川[土岐・多治見]
	中津川市	木曾川流域=75.6, 和田川流域=8.4, 阿木川流域=18.4, 千旦林川流域=10.5, 一之瀬川流域=5.9, 付知川流域=25.7, 中津川流域=23.2, 川上川流域=11.4, 外洞川流域=6.8, 白川流域=14.5, 狩宿川流域=5.3, 四ツ目川流域=6.9	千旦林川流域=(6, 9.6)	—
	瑞浪市	土岐川流域=21.8, 小里川流域=20.4, 佐々良木川流域=11.4, 猿爪川流域=5.2, 木曾川流域=79.9	—	—
	恵那市	矢作川流域=48.7, 上村川流域=32, 高波川流域=13.1, 小里川流域=7.5, 佐々良木川流域=9.6, 木曾川流域=79.6, 中野方川流域=10.6, 阿木川流域=28.1, 濁川流域=6.5, 富田川流域=6.9	上村川流域=(6, 28.8)	—
	土岐市	妻木川流域=12.4, 肥田川流域=13.4, 深沢川流域=5.8, 伊野川流域=5	—	庄内川[土岐]

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
中濃	関市	津保川流域=32, 武儀川流域=29.7, 板取川流域=37.2, 武儀倉川流域=8.1, 小那比川流域=14.2	津保川流域=(18, 30), 板取川流域=(8, 33.4), 長良川流域=(8, 62.1)	木曾川水系長良川上流[芥見・美濃]
	美濃市	板取川流域=40.7	長良川流域=(10, 62.2)	木曾川水系長良川上流[美濃]
	美濃加茂市	加茂川流域=7.5, 飛驒川流域=73.5, 蜂屋川流域=9.8, 川浦川流域=13, 大洞川流域=6.4, 甘屋川流域=6.3	—	木曾川中流[今渡]
	可児市	可児川流域=17.9, 姫川流域=7.9, 久々利川流域=14.8	可児川流域=(8, 16.1)	木曾川中流[今渡]
	郡上市	和良川流域=23.2, 鬼谷川流域=17.3, 長良川流域=45.8, 亀尾島川流域=23.1, 吉田川流域=27, 牛道川流域=18.4, 阿多岐川流域=11.1, 曽部地川流域=6.5, 小那比川流域=10.7, 神奈良川流域=6.1, 前谷川流域=7.2	鬼谷川流域=(8, 14.8), 長良川流域=(18, 43.1), 曽部地川流域=(8, 5.8), 小那比川流域=(10, 10.7)	—
	坂祝町	加茂川流域=8.3, 迫間川流域=10.1	—	木曾川中流[今渡]
	富加町	津保川流域=29.6, 川浦川流域=14.4	—	—
	川辺町	飛驒川流域=73.3	—	—
	七宗町	飛驒川流域=73.1, 神淵川流域=18.8	—	—
	八百津町	木曾川流域=81.2, 旅足川流域=8.3	—	—
飛驒北部	白川町	飛驒川流域=71.4, 白川流域=22.8, 赤川流域=20.5, 黒川流域=14.7	黒川流域=(14, 13.2)	—
	東白川村	白川流域=20.6, 佐広川流域=6.3, 大明神川流域=6.6	—	—
	御嵩町	木曾川流域=81.1, 可児川流域=7.3	—	—
	高山市	高原川流域=38.4, 宮川流域=20.2, 双六川流域=24.6, 荒城川流域=16.9, 宇津江川流域=7.3, 瓜巣川流域=8.9, 小八賀川流域=20.6, 川上川流域=22.3, 牧谷川流域=8.2, 今谷川流域=5.4, 苔川流域=7.2, 大八賀川流域=12.5, 山口川流域=4.4, 江名子川流域=4.2, 庄川流域=22.3, 御手洗川流域=15.6, 一色川流域=12.9, 秋神川流域=16.6, 幕岩川流域=5.1	宮川流域=(6, 18.1), 瓜巣川流域=(6, 8), 川上川流域=(6, 20), 牧谷川流域=(6, 7.3), 苔川流域=(6, 6.4), 大八賀川流域=(14, 12), 山口川流域=(10, 4.1), 江名子川流域=(14, 3.6), 一色川流域=(14, 12), 幕岩川流域=(6, 4.5)	神通川水系宮川[古川大橋]
	飛驒市	高原川流域=42.6, 宮川流域=44.3, 小鳥川流域=27.3, 稲越川流域=9.3, 戸市川流域=9.8, 殿川流域=12.8, 太江川流域=8, 荒城川流域=18.9	宮川流域=(5, 39.8), 小鳥川流域=(5, 24.5), 荒城川流域=(5, 17)	神通川水系宮川[古川大橋]
飛驒南部	白川村	庄川流域=44.8, 境川流域=13.4	—	—
	下呂市	飛驒川流域=62.1, 馬瀬川流域=25.6, 門和佐川流域=12.9, 竹原川流域=12.2, 輪川流域=10.4, 乘政川流域=10.5, 大ヶ洞川流域=7.3, 大島谷流域=6.8, 小坂川流域=19	馬瀬川流域=(8, 23), 大ヶ洞川流域=(8, 6.5), 小坂川流域=(8, 17.1)	木曾川水系飛驒川[上呂]

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準
岐阜・西濃	岐阜市	12	95
	大垣市	13	106
	羽島市	18	150
	各務原市	9	98
	山県市	10	101
	瑞穂市	16	150
	本巣市	17	99
	海津市	13	101
	岐南町	15	150
	笠松町	18	150
	養老町	18	116
	垂井町	11	119
	関ヶ原町	15	104
	神戸町	16	150
	輪之内町	16	150
	安八町	17	150
	揖斐川町	13	93
	大野町	16	108
	池田町	16	116
	北方町	18	150
東濃	多治見市	11	87
	中津川市	8	84
	瑞浪市	11	87
	恵那市	8	80
	土岐市	7	89
中濃	関市	10	105
	美濃市	13	115
	美濃加茂市	11	95
	可児市	11	107
	郡上市	10	105
	坂祝町	13	126
	富加町	10	105
	川辺町	13	93
	七宗町	8	103
	八百津町	8	95
	白川町	10	94
	東白川村	5	97
飛騨北部	高山市	8	106
	飛騨市	7	95
	白川村	10	107
飛騨南部	下呂市	10	105

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 <sup>*</sup>	指定河川洪水予報による基準
岐阜・西濃	岐阜市	境川流域=10.2, 荒田川流域=5.7, 伊自良川流域=22.3, 板屋川流域=9.6, 鳥羽川流域=15.4, 山田川流域=6, 武儀川流域=23.7, 大江川流域=2	境川流域=(9, 10.2), 荒田川流域=(6, 5.7), 伊自良川流域=(8, 22.3), 大江川流域=(6, 1.9), 長良川流域=(9, 59.5)	長良川中流[忠節・墨俣], 木曾川水系長良川上流[芥見]
	大垣市	牧田川流域=27.7, 藤古川流域=11.6, 水門川流域=5.6, 杭瀬川流域=23.5, 相川流域=18.4, 大谷川流域=9.4, 泥川流域=7.5, 犀川流域=6.6	牧田川流域=(6, 27.7), 水門川流域=(6, 5.4), 杭瀬川流域=(12, 23.5), 相川流域=(6, 18.4), 大谷川流域=(6, 9.4), 犀川流域=(10, 6.6)	揖斐川中流[万石], 長良川中流[墨俣]
	羽島市	桑原川流域=8.6, 境川流域=11.7	—	木曾川中流[笠松], 長良川中流[墨俣], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸]
	各務原市	新境川流域=13.2, 境川流域=6.4	新境川流域=(5, 13.2), 境川流域=(5, 6.4), 木曾川流域=(5, 85.6)	木曾川中流[犬山]
	山県市	伊自良川流域=9.7, 鳥羽川流域=13.4, 武儀川流域=23, 神崎川流域=16.7	武儀川流域=(14, 23)	—
	瑞穂市	天王川流域=1.8, 犀川流域=6, 五六川流域=4.9, 糸貫川流域=8	犀川流域=(13, 4.8)	揖斐川中流[岡島・万石・山口], 長良川中流[忠節・墨俣]
	本巣市	根尾東谷川流域=19.2, 犀川流域=4.9, 糸貫川流域=7.2	根尾東谷川流域=(14, 15.4), 犀川流域=(14, 39.2)	揖斐川中流[山口]
	海津市	山除川流域=7.2, 津屋川流域=11.2	—	揖斐川中流[万石], 長良川中流[墨俣], 木曾川下流[木曾成戸], 揖斐川下流[今尾], 長良川下流[長良成戸]
	岐南町	境川流域=10.8	—	木曾川中流[笠松]
	笠松町	境川流域=11.2	—	木曾川中流[犬山・笠松]
	養老町	津屋川流域=10.1, 牧田川流域=29.6, 五三川流域=6.5, 金草川流域=7.3, 杭瀬川流域=25.7, 相川流域=21.6, 色目川流域=3.5, 泥川流域=7.5	津屋川流域=(15, 10.1), 牧田川流域=(10, 29.6), 色目川流域=(9, 3.4)	揖斐川中流[万石]
	垂井町	相川流域=18, 泥川流域=6.8	泥川流域=(5, 6.8)	—
	関ヶ原町	藤古川流域=9.6, 今須川流域=7.2, 相川流域=8.9	—	—
	神戸町	平野井川流域=5.8	—	揖斐川中流[岡島]
	輪之内町	牧田川流域=29.6, 水門川流域=11.2	牧田川流域=(10, 29.6)	揖斐川中流[万石], 長良川中流[墨俣]
	安八町	犀川流域=9.5	—	揖斐川中流[万石], 長良川中流[墨俣]
	揖斐川町	根尾川流域=38.3, 桂川流域=8.2, 紫川流域=24, 管瀬川流域=10, 坂内川流域=17.4, 大谷川流域=8.1	大谷川流域=(10, 8.1)	揖斐川中流[岡島]
	大野町	三水川流域=9.2	—	揖斐川中流[岡島・山口]
	池田町	杭瀬川流域=11.2	—	揖斐川中流[岡島]
	北方町	糸貫川流域=7.8	—	—
東濃	多治見市	市之倉川流域=5.3, 笠原川流域=9.1, 大原川流域=9	笠原川流域=(5, 9.1)	庄内川[土岐・多治見]
	中津川市	木曾川流域=60.4, 和田川流域=6.7, 阿木川流域=14.7, 千旦林川流域=8.4, 一之瀬川流域=4.7, 付知川流域=20.5, 中津川流域=18.5, 川上川流域=9.1, 外洞川流域=5.4, 白川流域=11.6, 狩宿川流域=4.2, 四ツ目川流域=5.5	千旦林川流域=(5, 8.4), 四ツ目川流域=(5, 5.5)	—
	瑞浪市	土岐川流域=17.4, 小里川流域=16.3, 佐々良木川流域=9.1, 猿爪川流域=4.2, 木曾川流域=63.9	猿爪川流域=(9, 3.3)	—
	恵那市	矢作川流域=38.9, 上村川流域=25.6, 高波川流域=10.4, 小里川流域=6, 佐々良木川流域=7.6, 木曾川流域=63.6, 中野方川流域=8.4, 阿木川流域=22.4, 濁川流域=5.2, 富田川流域=5.5	矢作川流域=(5, 38.9), 上村川流域=(6, 20.5), 小里川流域=(5, 6), 佐々良木川流域=(7, 6.1)	—
	土岐市	妻木川流域=9.9, 肥田川流域=10.7, 深沢川流域=4.4, 伊野川流域=4	妻木川流域=(5, 9.9), 深沢川流域=(5, 4.4), 伊野川流域=(5, 4)	庄内川[土岐]

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
中濃	関市	津保川流域=25.6, 武儀川流域=23.7, 板取川流域=29.7, 武儀倉川流域=6.4, 小那比川流域=11.3	津保川流域=(8, 20.5), 板取川流域=(8, 23.8), 武儀倉川流域=(7, 5.2), 小那比川流域=(10, 9), 長良川流域=(8, 44.2)	木曽川水系長良川上流[芥見・美濃]
	美濃市	板取川流域=32.5	長良川流域=(10, 55.3)	木曽川水系長良川上流[美濃]
	美濃加茂市	加茂川流域=6, 飛驒川流域=58.8, 蜂屋川流域=7.8, 川浦川流域=10.4, 大洞川流域=5.1, 甘屋川流域=4.9	加茂川流域=(5, 6), 大洞川流域=(9, 4.1), 甘屋川流域=(9, 4)	木曽川中流[今渡]
	可児市	可児川流域=14.3, 姫川流域=6.3, 久々利川流域=11.8	可児川流域=(5, 14.3), 姫川流域=(5, 6.3), 久々利川流域=(5, 11.8)	木曽川中流[今渡]
	郡上市	和良川流域=18.5, 鬼谷川流域=13.8, 長良川流域=36.6, 鬼尾島川流域=18.4, 吉田川流域=21.6, 牛道川流域=14.7, 阿多岐川流域=7.9, 曽部地川流域=5.2, 小那比川流域=8.5, 神奈良川流域=4.8, 前谷川流域=5.7	和良川流域=(8, 14.8), 鬼谷川流域=(5, 13.3), 長良川流域=(8, 29.3), 鬼尾島川流域=(8, 14.7), 吉田川流域=(12, 21.6), 阿多岐川流域=(8, 7.9), 曽部地川流域=(8, 4.2), 小那比川流域=(10, 6.9), 神奈良川流域=(5, 4.8), 前谷川流域=(8, 4.6)	—
	坂祝町	加茂川流域=6.6, 追間川流域=8	加茂川流域=(5, 6.6), 木曽川流域=(8, 85.4)	木曽川中流[今渡]
	富加町	津保川流域=23.6, 川浦川流域=11.5	津保川流域=(5, 23.6)	—
	川辺町	飛驒川流域=58.6	—	—
	七宗町	飛驒川流域=58.4, 神淵川流域=15	神淵川流域=(5, 15)	—
	八百津町	木曽川流域=64.9, 旅足川流域=6.6	旅足川流域=(5, 6.6)	—
飛驒北部	白川町	飛驒川流域=57.1, 白川流域=17.2, 赤川流域=16.4, 黒川流域=11.7	飛驒川流域=(9, 57.1), 白川流域=(5, 17.2), 黒川流域=(8, 9.4)	—
	東白川村	白川流域=16.4, 佐広川流域=4.9, 大明神川流域=5.2	白川流域=(5, 13.1), 佐広川流域=(5, 4), 大明神川流域=(5, 4.2)	—
	御嵩町	木曽川流域=64.8, 可児川流域=5.8	—	—
	高山市	高原川流域=30.7, 宮川流域=16.1, 双六川流域=19.6, 荒城川流域=13.5, 宇津江川流域=5.8, 瓜巣川流域=7.1, 小八賀川流域=16.4, 川上川流域=17.8, 牧谷川流域=6.5, 今谷川流域=4.3, 苔川流域=5.7, 大八賀川流域=10, 山口川流域=3.5, 江名子川流域=3.3, 庄川流域=17.8, 御手洗川流域=12.4, 一色川流域=10.3, 秋神川流域=13.2, 幕岩川流域=4.1	宮川流域=(6, 12.9), 宇津江川流域=(6, 4.6), 瓜巣川流域=(6, 5.7), 川上川流域=(6, 14.2), 牧谷川流域=(6, 6.5), 今谷川流域=(6, 3.4), 苔川流域=(5, 5.7), 大八賀川流域=(6, 8), 山口川流域=(6, 2.7), 江名子川流域=(6, 2.6), 庄川流域=(5, 17.8), 御手洗川流域=(5, 12.4), 一色川流域=(5, 10.3), 秋神川流域=(6, 10.6), 幕岩川流域=(6, 3.2)	神通川水系宮川[古川大橋]
	飛驒市	高原川流域=34, 宮川流域=35.4, 小鳥川流域=21.8, 稲越川流域=7.4, 戸市川流域=7.8, 殿川流域=10.2, 太江川流域=6.4, 荒城川流域=15.1	宮川流域=(5, 35.4), 小鳥川流域=(5, 21.8), 戸市川流域=(6, 6.2), 殿川流域=(5, 10.2), 太江川流域=(5, 6.4), 荒城川流域=(5, 12.1)	神通川水系宮川[古川大橋]
飛驒南部	白川村	庄川流域=35.8, 境川流域=10.7	—	—
	下呂市	飛驒川流域=49.6, 馬瀬川流域=17.6, 門和佐川流域=10.3, 竹原川流域=9.7, 輪川流域=8.3, 乗政川流域=8.4, 大ヶ洞川流域=5.8, 大島谷流域=5.4, 小坂川流域=15.2	飛驒川流域=(9, 49.6), 馬瀬川流域=(8, 17.6), 門和佐川流域=(8, 8.2), 輪川流域=(5, 8.3), 大ヶ洞川流域=(8, 4.6), 大島谷流域=(5, 5.4), 小坂川流域=(7, 15.2)	木曽川水系飛驒川[上呂]

\*1 (表面雨量指數, 流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 大雨、洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

## 1 特別警報・警報・注意報について

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、等の予想値を時間帯ごとに明示して、岐阜県内の市町村（二次細分区）ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域名を用いる場合がある。

### ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

### イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報について

注意報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われている。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

## 2 特別警報・警報・注意報の発表基準

### 気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類	基準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（※）	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合（※）
高潮特別警報		高潮になると予想される場合（※）
波浪特別警報		高波になると予想される場合（※）
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合（※）	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合（※）	

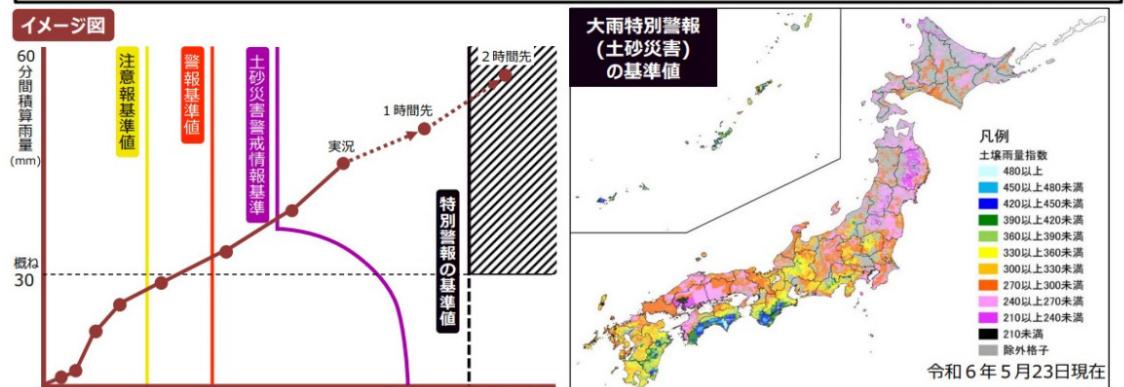
（※）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をします。

#### ○雨を要因とする特別警報の指標

##### 大雨特別警報(土砂災害)の場合

**過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとめて出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。**

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

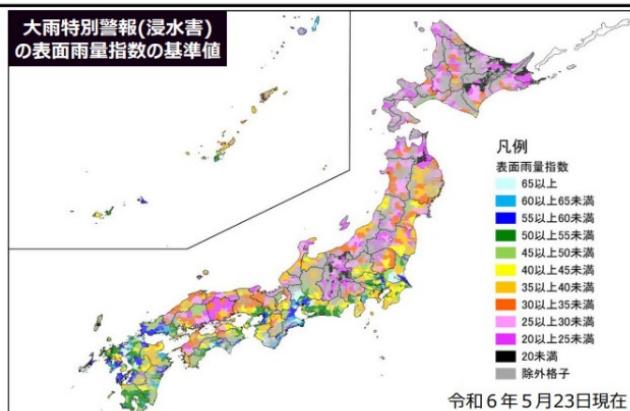


## 大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

- ① **表面雨量指数**として定める基準値以上となる **1km格子が概ね30個以上**まとまって出現。
- ② **流域雨量指数**として定める基準値以上となる **1km格子が概ね20個以上**まとまって出現。

激しい雨※: 1時間に概ね30mm以上の雨



気象庁HP「気象などに関する特別警報の指標（発表基準）」より

## ○台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

注 1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される

地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

注 2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

### 【参考】

気象庁HP参照（気象庁HP内で「特別警報の発表基準」で検索）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

気象庁 HP 参照（気象庁 HP 内で「岐阜県注意報警報基準」で検索）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/gifu.html>

（「警報・注意報発表基準」は、変更される場合がありますので最新の基準をご確認下さい。）



### 3 水防活動の利用に適合する注意報・警報について

発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

# 岐阜県



## 気象警報・注意報の発表区域

市町村等をまとめた 地域の名称	市町村の名称
岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
飛騨南部	下呂市

※市町村等をまとめた地域とは、市町村ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

# 気象状況に応じたチェックすべき防災気象情報

## 気象状況

### チェックすべき防災気象情報

#### チェックポイント

大雨の  
数日  
～  
約1日前

数日後までに  
警報級の現象発生の  
可能性が予想され、大  
雨の可能性が高くなる

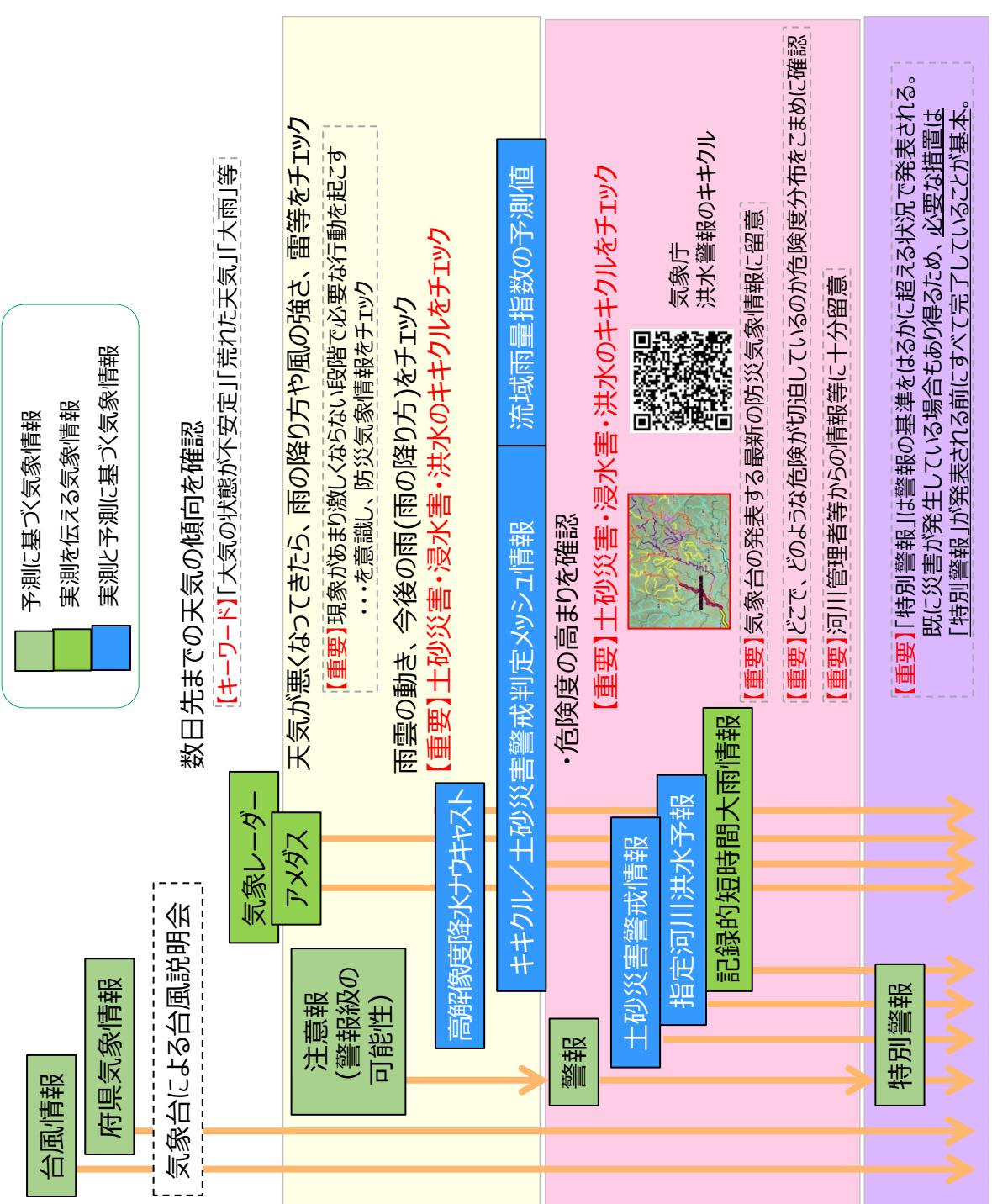


大雨の  
半日～  
数時間前

大雨の  
数時間～  
2時間  
程度前

大雨が一層  
激しくなる  
大雨が一層  
激しくなる  
大雨が一層  
激しくなる

広い範囲で  
数十年に一度の  
大雨



## 1 警報級の可能性について

5日先まで警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日における時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方・飛騨地方）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

## 2 全般気象情報、東海地方気象情報、岐阜県気象情報について

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

○特別警報発表に伴う気象情報の例文を以下に示す。

例-1：大雨特別警報を補完する気象情報（大雨特別警報とほぼ同時に発表）

「雨を要因とする大雨特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する岐阜県気象情報」を発表される。

記録的な大雨に関する岐阜県気象情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分

気象庁発表

（見出し）

岐阜県では、●●時●●分に大雨特別警報を発表しました。

●●●（部、市、町）を中心に、これまでに経験したことのない大雨となっています。最大級の警戒をして下さい。（又は、この地域の方は厳重に警戒して下さい。）

例-2：台風を要因とする特別警報を補完する気象情報

(① - 1) 特別警報発表の可能性に言及する気象情報の例

令和●●年台風第●号に関する岐阜県気象情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分

気象庁発表

(見出し)

猛烈な台風第●号が●●日にかけてかなり接近する見込みです。記録的な暴風や高波となるおそれがあり、特別警報を発表する可能性もあります。

台風情報等に留意し、暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に対し、早めに警戒をしてください。・・・・・

(本文)・・・・・

(① - 2) 特別警報発表直後の補完情報の例

令和●●年台風第●号に関する岐阜県気象情報 第●号

令和●●年●月●●日●●時●●分

気象庁発表

(見出し)

猛烈な台風第●号が●●日未明から朝にかけて上陸するおそれがあります。

これまでに経験したことのないような暴風や高波、高潮となるおそれがあります。

暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に対し、最大級の警戒をしてください。・・・・・

(本文)

☆時★分、岐阜県に特別警報を発表しました。・・・・・

(①) 特別警報対応中の補完的情報の例

令和●●年台風第●号に関する岐阜県気象情報 第●号

令和●●年●月●●日●●時●●分

気象庁発表

(見出し)

猛烈な台風第●号が、●●日未明から昼前に、○○地方か△△地方へ上陸する見込みです。○○地方から△△地方の太平洋側を中心に、これまでに経験したことのないような暴風や高波、高潮となるおそれがあります。暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に対し、最大級の警戒をしてください。・・・・

(本文)

岐阜県には暴風特別警報、大雨特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が発表されています。・・・

○記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、岐阜県気象情報の一種として発表される。

発表基準は、1時間雨量 100mm です。

例-1 : 気象レーダーと地上の雨量計の観測を組み合わせた解析による発表例

岐阜県記録的短時間大雨情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

●●時岐阜県で記録的短時間大雨

○○市付近で約 110 ミリ

例-2 : 地上の雨量計の観測による発表例

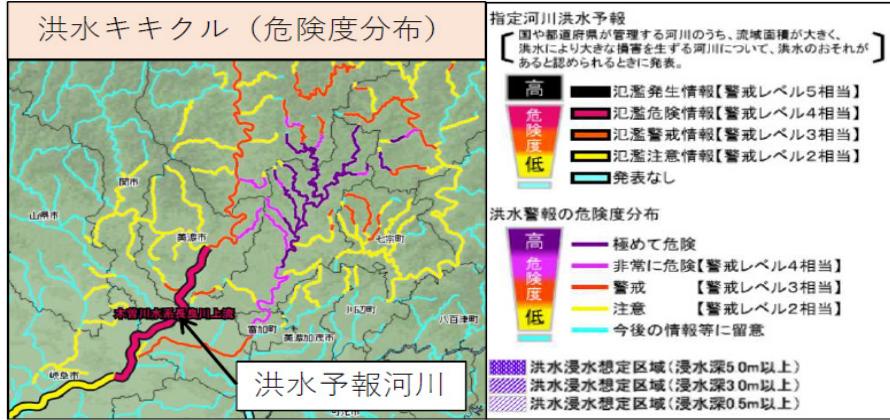
岐阜県記録的短時間大雨情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

●●時●●分岐阜県で記録的短時間大雨

岐阜市で 115 ミリ

## ○大雨警報・洪水警報の危険度分布について

キキクル（警報の危険度分布）の概要	
大雨警報（浸水害）のキキクル（危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> 
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを常時10分ごとに更新している。
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km

	<p>四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（＊「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」は、「非常に危険」（うす紫：2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）、「極めて危険」（濃い紫：すでに土砂災害警戒情報の基準に到達）で表示）</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
--	---

### ○警戒レベルを用いた防災情報の提供について

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

## 指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係

指定河川洪水予報について、それぞれの情報を用いてるべき行動は以下のとおりです。

情報	るべき行動	警戒レベル※
氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。 災害がすでに発生している状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5 相当
氾濫危険情報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されないなくとも自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難者の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3 相当
氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当

※ 警戒レベルについては内閣府ホームページをご覧ください。



## 第4 犀川調節樋門操作規程



## 犀川調節樋門操作規程

第1条 調節樋門（以下「この樋門」という。）の操作は、すべてこの規程によって行うものとする。

第2条 この規程で操作というのは、長良川洪水時における犀川（新犀川を含む）沿岸の被害を軽減せしむるために行う調節樋門の開閉をなす行為をいう。

第3条 この規程によるこの樋門の操作は、次の各号によるものとする。

- (1) この樋門6門のうち5門は、森部逆水樋門（以下「逆水樋門」という。）の閉扉と同時に閉扉するものとする。
- (2) 残り1門は下流の水位を監視しつつ8メートルの水位を超える範囲で操作するものとする。
- (3) 逆水樋門が開扉すれば直ちにこの樋門を開扉しなければならない。この場合この樋門の開扉は、下流水位に著しい水位変動を起こさぬよう徐々に行うものとし、如何なる場合もその水位として8メートルを超えてはならない。

第4条 前条の操作を行っている場合において、国土交通省墨俣水位観測所の長良川の水位が7.70メートル（標高11.92メートル）を超えて、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

第5条 樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

第6条 操作に関する一切の行為は、河川管理者が行うものとする。

### 附 則

この操作規程は、建設省直轄事業で昭和29年度より施行される新犀川排水機二基の完成と同時に効力を発するものとする。



## 第5 岐阜県水防計画附図



# 岐阜県水防計画附図

岐阜県水防計画附図については、岐阜県域統合型GIS を参照して下さい。

○岐阜県重要水防箇所

<https://gis-gifu.jp/gifu/PositionSelect?mid=2600>

国管理区間河川水防情報については、下記URL を参照して下さい。

○木曽川上流河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

○木曽川下流河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/jusui/index.html>

○庄内川河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/suibou/>

